

非営利団体協議会規程 改定新旧対照表

改定前	改定後	変更箇所
<p>(目的及び設置)</p> <p>第1条 社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(以下「JPNIC」)の公益事業の一環として、非営利の視点からネットワークコミュニティの健全な発展に寄与する施策を検討実施するため、理事会の指名した理事の下に非営利団体協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p> <p>(活動内容)</p> <p>第2条 (条文省略)</p> <p>1 ネットワークコミュニティの発展にかかわる全般的な事項及び総合的な施策立案に関し非営利の観点から検討する</p> <p>(メンバー)</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる者をメンバーとして構成する。</p> <p>1 会費分類で「会費非営利」に区分される正会員 2 理事会が特に参加を認めた者 また、理事及び事務局長は、協議会に出席し意見を述べることができる。</p> <p>(退会)</p> <p>第4条 前条1項のメンバーが「会費非営利」の区分に該当しなくなった場合若しくはJPNIC正会員を退会した場合は、協議会についても退会したものとみなす。</p>	<p>(目的及び設置)</p> <p>第1条 社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(以下「JPNIC」という)の公益事業の一環として、非営利の視点からネットワークコミュニティの健全な発展に寄与する施策を検討実施するため、理事会の指名した理事(以下「担当理事」という)の下に非営利団体協議会(以下「協議会」という)を設置する。</p> <p>(活動内容)</p> <p>第2条 (条文省略)</p> <p>1 ネットワークコミュニティの発展にかかわる全般的な事項及び総合的な施策立案に関し非営利の視点から検討する</p> <p>(担当理事の役割)</p> <p>第3条 <u>担当理事は、協議会の活動を充実させ活発にすることを第一義として、協議会と理事会の調整にあたりその目的の実現を図る。</u></p> <p>(メンバー)</p> <p>第4条 <u>メンバーは、協議会の目的に賛同し、担当理事により入会を承認された正会員及び賛助会員とする。</u> (削除)</p> <p>また、理事及び事務局長は、協議会に出席し意見を述べることができる。</p> <p>(退会)</p> <p>第5条 前条のメンバーは、担当理事の承認を得て任意に退会することができる。</p> <p>2 <u>なお、メンバーがJPNICを退会した場合は、協議会についても退会したものとみなす。</u></p>	<p>第3条として(担当理事の役割)を追加</p> <p>第1項、第2項を削除</p> <p>第2項を追加</p>

改定前	改定後	変更箇所
<p>(会長及び副会長) 第5条 協議会に、<u>会長及び副会長</u>各1名を置く。 2 <u>会長</u>は、協議会メンバーの互選により選出し、<u>副会長</u>は、協議会の同意を得て、<u>会長</u>が指名する。</p> <p>3 <u>会長</u>は、協議会を招集し、<u>その議長となり、議事を総括する。</u> 4 <u>副会長</u>は、<u>会長</u>を補佐し、<u>会長</u>に差し支えあるときは、その職務を代行する。</p> <p>い</p> <p>(分科会) 第7条 (条文省略) 2 分科会委員は、メンバーの中から、会長が指名する。 3 前項のほか、<u>会長</u>は必要に応じ、協議会の同意を得て、JPNIC事務局その他から分科会委員を委嘱することができる。 4 分科会の運営等の細目は、協議会の同意を得て、別に定める。</p> <p>(事務) 第8条 協議会の事務は、<u>各協議会メンバーとJPNIC事務局の持ち回りで担当する。</u></p> <p>(実施細則) 第9条 この規程の施行に必要な事項は、<u>会長</u>が協議会の同意を得て、これを定めることができる。</p> <p>(附則) この規程は2004年10月20日から施行する。</p> <p><u>以上</u></p>	<p>(議長及び副議長) 第6条 協議会に、<u>議長及び副議長</u>各1名を置く。 2 <u>議長</u>は、協議会メンバーの互選により選出し、<u>副議長</u>は、協議会の同意を得て、<u>議長</u>が指名する。 <u>3 議長の選出は毎年度行い、再任を妨げない。</u> 4 <u>議長</u>は、協議会を招集し、議事を総括する。 5 <u>副議長</u>は、<u>議長</u>を補佐し、<u>議長</u>に差し支えあるときは、その職務を代行する。</p> <p>い</p> <p>(分科会) 第8条 (条文省略) 2 分科会委員は、メンバーの中から、<u>議長</u>が指名する。 3 前項のほか、<u>議長</u>は必要に応じ、協議会の同意を得て、JPNIC事務局その他から分科会委員を委嘱することができる。 4 分科会の運営等の細目は、協議会の同意を得て、別に定める。</p> <p>(事務) 第9条 協議会の事務は、<u>協議会メンバーとJPNIC事務局との持ち回りを前提に、その都度決定する。</u></p> <p>(実施細則) 第10条 この規程の施行に必要な事項は、<u>議長</u>が協議会の同意を得て、これを定めることができる。</p> <p>(附則) この規程は2004年10月20日から施行する。</p> <p>(附則2) <u>この規程は2006年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第3項を追加</p> <p>附則2を追加</p>